

群馬県で酪農業を営む申立人について、風評被害による生乳廃棄に係る逸失利益、生乳廃棄処理費用及び放射性物質の検査費用等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）〇号（以下「本件」という。）について、X（以下「申立人」という。）と東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

##### 損害項目

- ①別紙1記載の生乳廃棄に係る逸失利益 477万6,656円  
(期間 自 平成24年8月1日  
至 平成25年2月28日)
- ②追加的費用（別紙1記載の生乳廃棄処理費用）226万0,644円  
(期間 自 平成24年8月1日  
至 平成25年2月28日)
- ③追加的費用（検査費用） 32万8,300円  
(期間 自 平成24年8月1日  
至 平成25年2月28日)
- ④弁護士費用 22万0,968円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金758万6,568円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるほか、申立人と被申立人との間には何ら債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

以上

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、

原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月21日

(仲介委員 若林弘樹)

別紙1

A生産にかかる以下の生乳

平成24年8月廃棄分	3, 872キログラム
平成24年9月廃棄分	4, 805キログラム
平成24年10月廃棄分	5, 825キログラム
平成24年11月廃棄分	5, 213キログラム
平成24年12月廃棄分	5, 042キログラム
平成25年1月廃棄分	5, 514キログラム
平成25年2月廃棄分	6, 685キログラム

B生産にかかる以下の生乳

平成24年8月廃棄分	2, 879キログラム
平成24年9月廃棄分	2, 261.5キログラム
平成24年10月廃棄分	1, 726.5キログラム
平成24年11月廃棄分	1, 421.5キログラム
平成24年12月廃棄分	1, 530.5キログラム
平成25年1月廃棄分	2, 108.5キログラム
平成25年2月廃棄分	3, 236.5キログラム